

鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年鹿屋市告示第251号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1世帯につき3万円を」を「低所得世帯等に対して」に改め、同条第3号中「7万円給付金」を「追加給付金」に、「1世帯につき7万円を」を「低所得世帯等に対して」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) こども加算金 給付金のうち、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、追加給付金の支給の対象となる世帯に属する児童等の人数に応じて支給する給付金をいう。

第3条第2項各号列記以外の部分中「7万円給付金」を「追加給付金」に、「7万円給付対象者」を「追加給付対象者」に、「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改め、同項第1号中「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 令和5年度分の市町村民税均等割のみが課税である世帯 次のア又はイのいずれかに該当する世帯をいう。

ア 同一世帯に属する者全員が追加給付基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割のみが課されているものである世帯

イ 同一世帯に属する者全員が追加給付基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割のみが課されているもの及び令和5年度分の市町村民税均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものである世帯

第3条第3項を次のように改める。

3 こども加算金の支給の対象となる者（以下「こども加算対象者」という。）は、追加給付対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「加算対象児童」という。）が属する世帯の世帯主とする。

(1) 追加給付基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（平成17年4月2日以後に生まれた児童をいい、世帯主である者を除

く。以下「18歳以下児童」という。)であって、追加給付対象者と同一世帯に属するもの

(2) 追加給付基準日の翌日以後に生まれた新生児であって、追加給付対象者と同一世帯に属するもの

(3) 追加給付基準日において、追加給付対象者と同一世帯員として住民基本台帳に記録されていない18歳以下児童であって、当該給付対象者と生計が同一であると認められるもの

第3条第4項を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(支給対象外等)

第3条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。ただし、前条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する世帯については3万円給付基準日において、前条第2項第1号又は第2号に該当する世帯については追加給付基準日において、前条第1項第4号若しくは第5号又は前条第2項第3号に該当する世帯については第7条第1項の規定による提出を行う時点において、扶養者と離婚又は死別している者、扶養者が行方不明(警察署への行方不明届の届出がある者や家庭裁判所による失踪宣告がある者等をいう。)となっている者のほか、配偶者、親族等からの暴力等を理由に避難している者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等特別な配慮を要する者(以下「特別な配慮を要する者」という。)については、市町村民税における取扱いに関わらず、扶養されていないものとして取り扱う。

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

2 前条第1項の規定にかかわらず、同項第3号に該当する世帯であって令和5年6月30日時点において、同項第4号又は第5号に該当する世帯として既に給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

は、支給要件を満たさないものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情があるものとして市長が適当と認める世帯は、支給対象とする。

第4条を次のように改める。

第4条 3万円給付対象者に支給する給付金の額は、1世帯につき3万円とする。

- 2 追加給付対象者に支給する給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第2項第1号に該当する世帯 1世帯当たり7万円

(2) 第3条第2項第2号に該当する世帯のうち、同条第1項第3号に該当する世帯として給付金の支給を受けた世帯 1世帯当たり7万円

(3) 第3条第2項第2号に該当する世帯のうち、同条第1項第3号に該当する世帯として給付金の支給を受けていない世帯 1世帯当たり10万円

- 3 こども加算対象者に支給する給付金の額は、加算対象児童の人数を給付金の算定の基礎とし、当該加算対象児童1人につき5万円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に監護されている児童又は同号に規定する障害児入所施設等に入所している児童については、給付金の算定の基礎となる加算対象児童に含まない。

第5条第1項中「7万円給付金」を「追加給付金及びこども加算金」に、「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改める。

第6条第2項中「7万円給付金」を「追加給付金」に、「7万円給付申請者」を「追加給付申請者」に改め、「（以下「7万円給付確認書」という。）」及び「（以下「7万円給付申請書」という。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯・追加給付分）「支給要件確認書」（要申請）（別記第10号様式）については、価格高騰重点支援給付金（追加給付分）「支給要件確認書」（要申請）（別記第8号様式）と同様とし（以下これらを「追加給付確認書」という。）、価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯・追加給付分）申請書（請求書）（別記第11号様式）については、価格高騰重点支援給付金（追加給付分）申請書（請求書）（別記第9号様式）と同

様とする（以下これらを「追加給付申請書」という。）。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「7万円給付確認書」を「追加給付確認書」に、「若しくは7万円給付申請書」を「、追加給付申請書若しくはこども加算申請書」に、「7万円給付申請者」を「、追加給付申請者又はこども加算申請者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 こども加算金の支給を受けようとする者（以下「こども加算申請者」という。）

は、価格高騰重点支援給付金（こども加算金）申請書（請求書）（別記第12号様式）（以下「こども加算申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

第7条の見出し中「7万円給付対象者に対する7万円給付金」を「追加給付対象者に対する追加給付金」に改め、第7条第1項中「第3条第2項第1号」を「第3条第2項第1号又は第2号」に、「第3条第1項第1号」を「第3条第1項」に、「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改め、同条第2項及び第3項中「7万円給付対象者」を「追加給付対象者」に、「7万円給付金」を「追加給付金」に改める。

第8条第1項中「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改め、同条第2項中「7万円給付対象者」を「追加給付対象者」に改め、同条第3項中「7万円給付対象者」を「追加給付対象者」に、「7万円給付金」を「追加給付金」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第10条第2項各号」を「第11条第2項各号」に、「又は第8条第1項」を「、第8条第1項又は第9条第1項」に改め、同条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「又は第2項」を「、第2項又は第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項第3号中「又は第2号」を削り、「令和6年3月29日」を「令和6年4月30日」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

(4) 第3条第2項第2号又は第3号に該当する世帯に対する給付金 令和6年5月31日

(5) 第3条第3項に該当する世帯に対する給付金 令和6年8月30日

第10条を第11条とする。

第9条第1項第1号中「7万円給付金」を「追加給付金及びこども加算金」に、

「7万円給付基準日」を「追加給付基準日」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(こども加算対象者に対するこども加算金の支給の申込等)

第9条 第6条の規定にかかわらず、市長は、第3条第3項に該当すると認められる世帯のうち、第3条第2項第1号又は第2号に該当する世帯として追加給付金を支給した世帯であって、追加給付金の振込口座の名義人が追加給付基準日における世帯主と同一である世帯として市長が別に定める世帯の世帯主に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 前項によるこども加算対象者は、支給の申込みを受けた際、こども加算金の支給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の申出がないときは、速やかに支給を決定し、第1項によるこども加算対象者に対し、こども加算金を支給する。この場合において、当該給付金の支給は、追加給付金の振込口座に振り込むことにより支給する。

別表に次の1項を加える。

6 離婚協議中である者の取扱い	離婚協議中で配偶者と生計を別にしていない者であり、かつ、基準日において住民基本台帳に記録されている住所地に居住していない者（基準日時点で市に住民票が所在しない者を含む。）について、自己の離婚の意思を相手方に表明していることが客観的に確認できる次の各号のいずれかの書類により、離婚協議中であることを申し出た場合は、当該申出を行った者（以下「離婚協議中申出者」という。）は、市における受給権者とする。この場合において、離婚協議中申出者に同伴者があるときは、その者を離婚協議中申出者の世帯に属する者とみなす。 (1) 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本 (2) 家庭裁判所における事件係属証明書など、公的機関が発行した書類 (3) 離婚協議における離婚協議中申出者の代理人である弁護士から当該離婚協議中申出者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など、弁護士等の第三者により作成された書類
-----------------	---

別記第9号様式の次に次の3様式を加える。

第10号様式（第6条関係）

価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯・追加給付分）「支給要件確認書」（要申請）

鹿屋市長 様
申請期限 年 月 日()

申請日	年	月	日
-----	---	---	---



(フリガナ) 世帯主氏名	生年月日	現住所
㊟	年 月 日	電話番号 ()

【注意事項】

1. 以下の場合は受給できません。該当する方は下記の②のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- ・世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- ・世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 扶養されているかどうか分からない場合は、両親、子ども等家族に確認してください。

注2 課税情報の修正等により住民税所得割課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。

注3 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2. 住民税均等割のみ課税世帯とは、住民税均等割が課されている者のみで構成される世帯又は住民税均等割が課されている者及び住民税均等割が課されていない者で構成される世帯です。

■世帯主の方が記入してください。

【受給の希望】（チェック欄(□)に『✓』を入れてください。）

- ☐ ①私の世帯は住民税均等割のみ課税世帯であり、受給を希望します。
⇒【受取口座】欄の確認をお願いします。
- ☐ ②私の世帯は給付金を受給しません。（支給要件に該当しない、又は受給を希望しない。）
□対象外（世帯全員が住民税課税者の被扶養者） □受給を希望しない
□その他() ※②を選択した場合、以下の記入は不要です。

【受取口座】以下の金融機関口座（過去の公的給付金振込口座）に振り込みます。

--

※上記以外の口座に振込みを希望する場合 ※上記【受取口座】欄が空欄の場合

下欄に口座を記入し、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しを添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 信託 3. 信組 7. 信用連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出金所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にお記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお記入ください。	1 0 ※		

※代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上欄に代理人名義の口座情報を記入してください。

また裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	世帯主との関係	生年月日	住所
			年 月 日	電話番号 ()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※申請口と同し印を押印ください



価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯・追加給付分) 「確認書類添付台紙」

振込先金融機関口座確認書類添付欄

※表面【受取口座】に印字されている口座を選択した場合は、添付不要です。

希望する受取口座の
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳又はキャッシュカードの写し

代理人の本人確認書類添付欄

※世帯主名義の口座を選択した場合は、添付不要です。

以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳等
- ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書
- ・医療機関等の診察カード
- ・パスポート ほか

※法定代理人(親権者、成年後見人等)が申請する場合は、上記に加えて代理権を証明する書類の添付が必要です。

【留意事項】

- 本給付金に関する問合せについては、
電話:0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)まで御連絡ください。
- 金融機関の口座がない等の理由により、口座による受取が困難な場合は、上記に問合せください。
- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに、当確認書の提出がない場合又は特段の事情がなく市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

第11号様式（第6条関係）

価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯・追加給付分)申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

鹿屋市長 様

申請日 年 月 日

55555

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	電 話 ()

【注意事項】

※ 以下の場合は受給できません。

- 世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- 世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 課税情報の修正等により住民税所得割課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。

注2 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税証明書を添付してください(該当する方全員分)。住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を受給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	異なる場合は、令和5年1月1日 時点の住所を記載	令和5年度 住民税 課税状況
1	(申請者)	本人		現住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 所得割課税 ☐ 未申告
2			年 月 日	現住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 所得割課税 ☐ 未申告
3			年 月 日	現住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 所得割課税 ☐ 未申告
4			年 月 日	現住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 所得割課税 ☐ 未申告
5			年 月 日	現住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 均等割課税 ☐ 所得割課税 ☐ 未申告

3 振込口座(原則、上記1の申請・請求者の名義の口座とします。)*長期間入金のない口座を記入しないでください。

下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信組 7.信用金庫 金融機関コード	本・支店 本・支所 出納所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の宛先や左 上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を転記 してください。	1 0 ※		

※ 金融機関に口座を開設していない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、口座による受取が困難な場合は、市福祉政策課(電話0994-35-1654)にお問合せください。

裏面も必ず御確認ください。

【代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合】

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面3に代理人名義の口座情報を記入してください。

代 理 人	(フリガナ)	世帯主 との関係	生年月日	住 所
	氏 名			
			年 月 日	電話 ()
(委任)上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。				世帯主氏名 (署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください (印)

(注) 代理人確認書類(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)の写し及び振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯・追加給付分)(以下「追加給付金(均等割のみ課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 追加給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税者又は令和5年度市民税均等割のみ課税者及び住民税非課税者で構成される世帯である。
- イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
- (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親、子ども等家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して市区町村が住民税均等割のみ課税世帯へ支給する給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 追加給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給要件の該当性を審査するため、鹿屋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ 追加給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、追加給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、追加給付金(均等割のみ課税世帯分)を返還します。

提出書類

- ☐ 『価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯・追加給付分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※ 必要事項を御記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳、キャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- ☐ (「令和5年1月1日時点の住所」欄が「現住所と異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合は、給付金を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(署名又は記名押印)

第12号様式（第6条関係）

価格高騰重点支援給付金(こども加算金)申請書(請求書)

鹿屋市長 様

申請日

年 月 日

交付印

この電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算金)(以下「こども加算金」という。)は、令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加給付分)を受給した世帯のうち、子育て世帯に対する加算金です。

1 申請・請求者(世帯主) ※令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加給付分)の受給者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	電話 ()

2 加算給付申請児童

対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。

- 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以後に生まれた児童)
- 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯ではないが監護している18歳以下の児童(平成17年4月2日以後に生まれた児童)
- 申請日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である又は同一世帯ではないが監護している令和5年12月2日以後に生まれた新生児

※受け取ることができるこども加算金は、対象となる児童1人につき1回限りです。既にこども加算金の対象となった児童は対象外です。

下記内容を確認し、間違いがなければチェック(☑)してください。

☐ 下記児童の中に、こども加算金を受給済みである児童はいません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ)	監護の有無
1			年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無
2			年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無
3			年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無
4			年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無
5			年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		☐ 有 ☐ 無

3 申請額・請求額

対象児童数 (「2 加算給付申請児童」に記載の人数) 人 × 50,000円 = 申請額・請求額 円

○ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合:3人×50,000円=150,000円

4 振込口座(原則、上記1の申請・請求者の名義の口座とします。)※長期開入出金のない口座を記入しないでください。

下欄に記入し、振込先金融機関口座振替書類(通帳等の写し)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (全12桁で記入してください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.郵便 2.金庫 6.消費 3.信託 7.信託連 4.信託	本・支店 本・支所 出所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入してください。)	通帳番号 (右記で記入してください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を指定された場合は、貯金通帳の表開きか 上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入 してください。	1 0		

※ 金融機関に口座を開設していない方、金融機関から若く離れた場所に住んでいる方など、口座による受取が困難な場合は、市福祉政策課(電話0994-35-1654)にお問合せください。

裏面も必ず御確認ください。

【代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合】

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、表面3に代理人名義の口座情報を記入してください。

代 理 人	(フリガナ) 氏 名	世帯主 との関係	生年月日	住 所
			年 月 日	電話 ()
(委任欄) 上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算金)の「受給」を受任します。			世帯主氏名	(署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください (印)

(注) 代理人確認書類(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)の写し及び振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算金)(以下「こども加算金」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ こども加算金の支給対象となるためには、以下のいずれかに該当し、平成17年4月2日以後に生まれた児童を監護していることが必要です。
- ア 令和5年度住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加給付分)の受給世帯である。
- イ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加給付分)の受給世帯である。
- ① ② ③ ④ ⑤
- ① こども加算金の支給要件の該当性を審査するため、鹿屋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 同一児童についてこども加算金を受給済ではありません。受給していた場合には、こども加算金を返還します。
- ④ こども加算金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、こども加算金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、こども加算金を返還します。

提出書類

- ☐ 『価格高騰重点支援給付金(こども加算金)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項を御記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳、キャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

【児童と同一世帯でない場合は、下記の書類も必要です。】

- ☐ 『令和5年12月1日時点で別居している児童の世帯の住民票謄本』(写し(コピー)可)
※ 発行日から3か月以内のもの
※ 本籍、住民票コード、個人番号は不要
- ☐ 『別居監護申立書』(別紙)

【「2 加算給付申請児童」に令和5年12月2日以後に生まれた新生児が含まれる場合は、下記の書類も必要です。】

- ☐ 『出生の事実を証明する書類の写し(コピー)』
※ 出生届出済証明書、住民票の写し(コピー)等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合は、給付金を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(署名又は記名押印)

別紙

別紙(価格高騰重点支援給付金(こども加算金)申請書(請求書)関係)



別居監護申立書

(申立先) 鹿屋市長 様

年 月 日

【申立人】(価格高騰重点支援給付金(こども加算金)の申請者(請求者))

住所 _____

氏名 _____

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1 別居している児童について(※平成17年4月2日以後に生まれた児童)

ふりがな 児童の氏名	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
児童の住所		

2 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
(2) 児童の進学、通学のため
(3) その他(_____)

4 別居期間について

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況(面会、仕送り等)について

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱第 3 条、第 6 条及び第 11 条の規定は、この要綱の施行の日以後の給付金の申請等について適用し、同日前の給付金の申請等については、なお従前の例による。